

## 島根地域の緊急時対応作成にあたっての確認・調整事項について

項目案	確認・調整事項
1. はじめに 2. 島根地域の概要 3. 緊急事態対応体制	<b>■基礎データの確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口分布等</li> <li>・PAZ内の昼間流入出人口</li> <li>・住民への情報伝達手段</li> <li>・観光客一時滞在者への情報伝達体制</li> <li>・各機関の住民相談窓口対応</li> </ul>
4. PAZ 内の施設敷地緊急事態における対応	<b>■初動対応体制の確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町災害対策本部、一時集合場所等の配備体制</li> </ul> <b>■情報伝達体制の確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ内における住民への災害時の情報伝達手段</li> </ul> <b>■施設敷地緊急事態要避難者の対応の確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、保育所等の児童数、生徒数の確認と保護者引渡しや避難の方針</li> <li>・医療機関、社会福祉施設の避難計画、避難先等の確認               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 入所者数、職員数等の確認</li> <li>➢ 避難先の調整</li> </ul> </li> <li>・在宅の施設敷地緊急事態要避難者、支援者の確認               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 避難先の調整</li> </ul> </li> </ul> <b>■施設敷地緊急事態における輸送能力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要車両数と確保状況の確認</li> </ul> <b>■避難の実施により健康リスクが高まる者に係る対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容先の確保状況</li> </ul> <b>■道路通行不能時の対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害（地震・降雪等）からの道路啓開</li> </ul> <b>■複合災害時における対応</b>
5. PAZ 内の全面緊急事態における対応	<b>■PAZ内4地区からの避難経路の確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要交差点等の交通誘導等の交通対策の検討状況</li> <li>・避難経路・避難手段の確認</li> <li>・住民への避難手順や避難経路等の啓発状況</li> </ul> <b>■PAZ内の観光客等一時滞在者への対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事態毎の対応、観光客数の把握</li> </ul> <b>■PAZ内の民間企業への対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業数と従業員数の把握</li> </ul> <b>■全面緊急事態における輸送能力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要車両数と確保状況の確認</li> </ul> <b>■自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確保にあたっての考え方の確認</li> </ul>

<p>6. UPZ 内における対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報伝達体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の住民への情報伝達手段</li> </ul> </li> <li>■UPZ内の観光客等一時滞在者への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事態毎の対応、観光客数の把握</li> </ul> </li> <li>■UPZ内住民の一時移転 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難先のマッチング</li> <li>・避難ルートの確認</li> </ul> </li> <li>■避難行動要避難者等の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、保育所等の児童数、生徒数の確認と避難の方針</li> <li>・医療機関、社会福祉施設の避難先調整等の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 入所者数、職員等の確認</li> <li>➢ 避難先のマッチングや受入れ先確保のための調整方法の確認</li> </ul> </li> <li>・在宅の避難行動要支援者の防護措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 要支援者数、支援者数等の確認</li> <li>➢ 避難先確保のための調整方法の確認</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■地区毎の主な避難経路等の確認</li> <li>■複合災害時における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避が困難となった場合への対応</li> </ul> </li> <li>■一時移転時における輸送能力の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス・福祉車両の必要台数と確保策</li> </ul> </li> <li>■他の地方公共団体からの応援計画</li> </ul>
<p>7. 冷却告示の対象である1号機に係る対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要</li> <li>■1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要</li> </ul>
<p>8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■放射線防護資機材の備蓄・供給体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ、UPZの備蓄状況（備蓄拠点等）</li> <li>・緊急時の供給方法</li> </ul> </li> <li>■生活物資等の備蓄・供給体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活物資等の行政備蓄数</li> <li>・物資供給等に係る協定締結状況</li> <li>・緊急時の供給方法（備蓄拠点等）</li> </ul> </li> </ul>
<p>9. 緊急時モニタリングの実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急時モニタリングの実施体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境モニタリング機器</li> <li>・緊急時モニタリングの実施計画・動員計画</li> <li>・モニタリングポストと避難実施単位の紐付け</li> </ul> </li> </ul>
<p>10. 原子力災害時の医療の実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■安定ヨウ素剤の備蓄、配布状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZの配布状況</li> <li>・UPZの備蓄状況と緊急配布体制</li> </ul> </li> <li>■避難退域時検査場所、体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難退域時検査場所の運営体制・活動フロー</li> </ul> </li> <li>■原子力災害医療体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院・協力機関</li> </ul> </li> </ul>
<p>11. 国の実動組織の支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■島根地域周辺の主な実動組織の所在状況</li> <li>■自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応</li> </ul>

# 原子力防災に関する島根県の取組

## 地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化（地域原子力防災協議会・作業部会）



PAZ(Precautinary Action Zone)放射性物質の環境への放出前の段階から防護措置を準備する区域  
 UPZ(Urgent Protective Action Planning Zone)緊急事態や運用上の介入レベルに基づき緊急時防護措置を準備する区域  
 緊急時活動レベル EAL(Emergency Action Level)原子力発電所の状態に基づく判断基準  
 運用上の介入レベル OIL(Operational Intervention Level)放射線の測定結果等に基づく防護措置実施基準

### 今後の取組み

国と2県6市で連携し、避難行動要支援者の避難対策の検討や防災訓練の実施などにより、原子力防災対策の実効性向上に向けて取り組む。

### 平成30年度原子力防災訓練

- 主催：2県6市
- 実施日：10月26日、30日
- 参加機関：146機関、約3,030名
- 主な訓練内容等

#### ① 県外自治体への住民避難

初めて県境を越える住民避難訓練を実施  
 避難元、受入自治体相互で受入手順等について確認

#### ② 複合災害時の対応

自然災害の影響により別の避難経路を選定する手順など、複合災害時における災害対策本部活動を確認

#### ③ スクリーニング（避難退域時検査）訓練

自然災害の影響により、検査候補地が使用できない想定の下、検査候補地以外の会場を活用する際の手順等を確認

#### ④ オフサイトセンター運営訓練

原子力緊急事態等現地対等マニュアルに基づく機能班の活動内容等について確認



道路啓開訓練の様子(松江市)



県外自治体への住民避難訓練の様子(岡山県笠岡市)

### 1. 広域避難

広域避難計画の実効性向上のための取組を推進

- 避難等に必要車両の調達について、中国5県のバス協会との協定に基づき、手順等を定めた要請要領を策定(H30.10)バス事業者等を対象とした原子力防災研修を、山陽3県で新たに実施(H31.1-2)したほか、福祉車両等の追加的な確保について、国等関係機関と検討中
- 受入手順等を示した「避難者受入れに係るガイドライン」を策定(H30.3)し、岡山県、広島県及び県内の受入先に提示  
 県外の避難先との意見交換(H31.1)等を実施
- 県外の避難先へ避難する住民避難訓練を初めて実施(H30.10)

### 2. 放射線防護対策

即時避難が困難な要配慮者が屋内退避する施設や防災拠点に放射線防護設備を整備

医療・社会福祉施設	20施設	(H31年度末)
防災拠点	7施設	

上記のうち3施設で、在宅の要配慮者の屋内退避のスペースを確保

### 3. 原子力防災業務実施体制

昨年度策定した原子力災害時の業務継続計画(BCP)及び原子力災害時に必要となる資機材の整備・管理計画について所要の改正を実施予定

### 4. 複合災害対応

大規模な地震の発生と原子力発電所事故の発生との複合災害を事象想定とした原子力防災訓練を初めて実施

- 複合災害時における国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順等について確認
- 地震の影響により、避難経路が使えない場合や避難退域時検査場所候補地が使用できない場合の対応手順について確認
- 地震による倒木のため道路寸断が発生した想定の下、県から要請を受けた自衛隊が重機(油圧ショベル)を使用し障害物を撤去する訓練を実施

### 5. 緊急時モニタリング

- 緊急時の避難等の実施判断のため、30km圏内にモニタリングポストを162カ所に設置するなど、空間放射線量等の測定体制を整備
- 今年度新たに整備した走行サーベイ用機器を用いてモニタリング実動訓練を実施

### 6. 避難退域時検査（スクリーニング）

- あらかじめ定めている検査候補地が使用できない場合における対応について訓練を実施
- 原子力防災資機材整備・管理計画に基づき、着実に資機材を整備
- 避難退域時検査業務等に関する職員向けの研修を実施

### 7. 安定ヨウ素剤

内部被ばくを低減するための安定ヨウ素剤の事前配布を実施

- PAZ内の住民への事前配布(H31.2現在)

対象	配布済	配布率
9,507人	5,932人	62.4%

- UPZ内の希望住民等への事前配布1,559人に事前配布(H31.2現在)
- 緊急時には、4市が開設する一時集結所で緊急配布

### 8. 原子力災害医療

- 原子力災害拠点病院として、県立中央病院と島根大学附属病院を指定(H28.6)
- 原子力災害医療協力機関として、医療機関等19機関を登録(H28.10)
- 上記病院等の被ばく医療従事者を対象とした研修(H30.7)等の実施により体制を充実

### 9. 物資調達・供給

原子力災害時における物資の輸送拠点としての施設の使用や資機材の提供に係る協力等について、物流業者等と協議中

### 10. 普及啓発・人材育成

広報誌「アトムの広場」の発行(年4回)や原子力関連施設見学会(年4回)、原子力講演会(91名)の開催のほか、島根県原子力防災基礎研修(112名)や消防団員向け研修(19名)を実施

## 島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

### 1. 目的

国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）の改正を反映するため、県地域防災計画を修正する。

### 2. 主な修正点

(1) 指針の改正（平成 29 年 3 月）及び「冷却告示」（平成 30 年 2 月）を受けた、島根原子力発電所 1 号炉に係る原子力災害対策重点区域の変更

- ・ 1 号炉は、原子力規制委員会の廃止措置認可を受け、かつ燃料が十分冷却されたものとして告示を受けたため、原子力災害対策重点区域を以下のとおり変更する。

(変更前)	PAZ	概ね 5 km 圏内	UPZ	概ね 30 km 圏内
(変更後)	PAZ	なし	UPZ	概ね 5 km 圏内

(2) 防災基本計画の修正（平成 30 年 6 月）、指針の改正（平成 30 年 7 月）に合わせた表現等の修正

- ① 情報収集事態（松江市で震度 5 弱又は震度 5 強等）において国に設置される組織名称の変更
- ② 警戒事態（松江市で震度 6 弱等）において、国から関係地方公共団体に対する避難準備要請等の発出方法の変更
- ③ 原子力災害対策の目標に係る記述について、国際的な考え方と整合 等

### 3. スケジュール

平成 31 年 1 月 15 日～2 月 15 日	パブリックコメントの実施
平成 31 年 3 月 15 日	島根県防災会議で修正を決定
平成 31 年 3 月中	関係機関への冊子送付

## 在宅の避難行動要支援者に係る調査結果（島根県）

### 1. 趣旨

福祉車両の必要台数の算定等にあたり、平成 27 年時点のアンケート調査結果では、在宅の避難行動要支援者について継続した管理や対象者の増減の反映ができない等の事象が生じた。

このため、各市の名簿登載者の情報を基に、客観的で明確な基準を設定し、以下の整理・選別を行った。

- (1) 避難行動要支援者のうち、福祉車両（車いす仕様、ストレッチャー仕様）が必要な者の選別
- (2) 避難行動要支援者のうち、広域福祉避難所への避難が必要な者の選別

### 2. 調査結果

各市が所有している避難行動要支援者名簿の情報を基に、別紙の区分により調査を実施

(H30.4 末現在)

(単位：人)

市名	圏域	在宅の避難行動要支援者	車椅子仕様車両を必要とする者	ストレッチャー仕様車両を必要とする者	広域福祉避難所への入所対象者
松江市	PAZ	1,254	66	9	479
		22,276	847	202	7,433
出雲市	UPZ	4,382	956	319	2,432
安来市		2,611	136	35	386
雲南市		1,536	134	76	387
UPZ 小計		30,805	2,073	632	10,638

### 3. 今後の対応

「島根地域の緊急時対応」の作成に当たり、当該調査結果を参考とする。

※ ○○には、各市における避難行動要支援者の要件を記載

表 - 1 避難行動要支援者の避難手段に関する区分

避難行動要支援者 名簿掲載対象	①要介護認定	②障がい者	③療育手帳 (○, ○)	④精神障害者健康 福祉手帳 (○級又 は○級)
避難時の支援				
避難に特別な車両 (スト レッチャー仕様車) が必要	要介護 3~5 のうち 障害高齢者の日常生活 自立度 C	座位を保つのが困難な方 ※体幹障がい、呼吸器障がい、ぼ うこう又は直腸障がい、小腸機 能障がい、免疫機能障がい、肝 機能障がい 1 級	-	-
避難に特別な車両 (車椅子 仕様車) が必要	要介護 3~5 のうち 障害高齢者の日常生活 自立度 B	座位は保てるが固定等が必要 ※下肢障がい、脳病変移動機能障 がい 1 級・2 級、体幹障が い、免疫機能障がい、肝機能 障がい 2 級	-	-

表 - 2 広域福祉避難所への入所対象者に関する区分

※広域福祉避難所 避難所滞在時に特段の配慮が必要な方が避難するため、一般の避難所と比較して生活環境が整った避難所  
(設備例: 冷暖房設備、多目的トイレ、ある程度仕切られた部屋、エレベーター、バリアフリー構造)

避難行動要支援 者名簿掲載対象	①要介護認定	②障がい者	③療育手帳 (○, ○)	④精神障害者健康 福祉手帳 (○級又 は○級)
	重度の避難行動要支援者は、広域福祉避難所へ			
広域福祉避難所 への入所対象者	要介護度 3~5 の 方で、バリアフリ ー設備や、一定の 支援が必要である ため、一般の避難 所では生活に支障 が生じる方  注 1)	視覚、聴覚、下肢、体幹等に障がいのある 方で、バリアフリー設備や、一定の支援が 必要であるため、一般の避難所では生活に 支障が生じる方 ※ 視覚 1~3 級、聴覚 2・3 級、 平衡機能 3 級、上肢 1 級、下肢 1~3 級、体幹 1~3 級、脳病変移動機能 1 ~3 級、呼吸器 1・3 級、じん臓 1・ 3 級、ぼうこう又は直腸 1・3 級、 小腸機能 1・3 級、免疫機能 1~3 級、肝機能 1~3 級	一般の方と同じ スペースで避難 所生活するのが 困難な方 (知的 障がいの有る方 で小部屋が望ま しい等)  注 2)	一般の方と同じス ペースで避難所生 活するのが困難な 方 (精神障がいの 有る方で小部屋が 望ましい等)  注 2)

注 1) ①の人数の推計には、要介護度 3~5 全てを計上

注 2) ③、④については、広域福祉避難所への避難に限らず、同様のスペースがあれば一般避難所でも可

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正（案）概要（平成30年度）

## 背景

①原子力防災訓練等を通じた見直し

②防災体制の強化

③国の制度見直し等の反映

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）

## 主な修正項目

## 1 原子力防災訓練等を通じた見直し

複合災害が発生した場合にも迅速かつ適切に対応するため、**新章を設け対応を強化**。

- 体制の強化  
原子力災害と自然災害等の複合発生を想定し、共通する情報収集、意思決定、指示・調整に係る体制の一元化を図るとともに、モニタリングやプラントに関する情報の収集分析等原子力災害特有の業務をより強化し、**同時並行対応能力の強化**を行う。  
(第4章 複合災害対策 第2節 複合災害に備えた体制の整備)
- 避難経路、避難手段、避難先の多重化  
自然災害等により迅速な**避難が困難になる事態も想定して、多重化**を行う。  
(第4章 複合災害対策 第5節 緊急輸送活動体制の確立)

## 2 防災体制の強化

- 外国人への災害情報の提供方法等支援体制の強化  
観光施設や公共施設等外国人が多く訪れる場所では**多言語による情報提供**の実施に努める他、外国人からの各種問い合わせに対応できるよう、平常時や災害時における**総合的な相談体制を整備**する。  
(第2章 原子力災害事前対策 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備(7))
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの環境保全協定締結を踏まえた修正  
**新たに環境保全協定を締結(平成30年12月25日締結)**したことにより、施設の稼働状況やトラブル等の報告、トラブル事象等発生時に発生原因の究明と再発防止策の履行状況を確認する現地確認の実施等について、環境保全協定に基づき実施することを明確化。  
(第2章 原子力災害事前対策 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理(6))  
(第2章 原子力災害事前対策 第3節 報告の徴取と立入検査等(2)・(3))

## 3 島根原子力発電所1号機に係る冷却告示を踏まえた修正

使用済燃料が十分な期間にわたり冷却された施設として告示されたこと及び原子力災害対策指針の改正を受け、**原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(UPZ)を5kmに変更**。  
※UPZ外であっても必要と判断した場合は、**防護措置**を行う。なお、2号機のUPZはこれまでどおり30km。

## 鳥取県広域住民避難計画

## 主な修正項目

## 1 原子力防災訓練等を通じた見直し

- 要配慮者への情報伝達  
避難退域時検査について、外国人や高齢者、障がい者等要配慮者の不安を払拭するため、**多言語表記やイラスト、平易な文書**を用いた資料を用いて検査を行うことを追記。

## 2 防災体制の強化

- 複合災害時における防護措置の実施方針を追記  
自然災害等による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、原子力災害に対する避難行動よりも、**自然災害等に対する避難行動を優先させ、人命の安全確保を最優先**とすることを追記。
  - ・地震との複合災害の場合  
自宅の倒壊等により屋内退避が困難な場合は、**近隣のコンクリート屋内退避施設等へ避難**し、屋内退避を実施する。
  - ・暴風雪等との複合災害の場合  
暴風雪等が発生し、避難を実施することが、人命の危険につながるものが想定される場合は、自宅等の**安全確保ができる場所での屋内退避を優先**する。
- 複合災害時における**避難経路及び避難先の多重化**
- 多様な避難手段に関する事項の追記(**陸上自衛隊大型ヘリコプター**)  
県内への配備を踏まえ、避難住民等の緊急輸送手段として追加。
- 避難住民の輸送手段(バス、福祉車両)の確保に関する追記  
避難住民の輸送手段について、県外事業者へ協力を要請する場合には、鳥根県と要請内容が重複することのないよう、**原子力災害合同対策協議会で事前に調整**を行うことを追記。
- 避難住民の輸送を実施する事業者等の防護措置と安全確保について追記  
原子力災害時の避難住民輸送に係る協定に基づき、県からの要請で住民等の輸送を実施するバス・タクシー事業者等の乗務員に対して、県で整備を行っている**防護資機材(防護服、個人線量計等)を配布**すること、配布拠点を設置することを追記。
- 避難先地域の住民に対し、避難者の受入等に関する周知に努める旨を追記  
避難先地域の住民に対し、普及啓発事業等を通じた**避難者受入に関する理解促進**を図ることを追記。

## 今後の課題

- ・原子力災害対策指針において今後改定が見込まれる事項への対応（放射線以外の人体への影響も踏まえたOIL設定の在り方 等）
- ・原子力防災訓練、鳥根地域原子力防災協議会等を通じた計画の検証及び実効性の向上

原子力災害時における避難行動要支援者の避難手段について(鳥取県)

1 UPZ圏内各市の避難行動要支援者の状況(調査時期:H30.8月)

(1) 在宅の避難行動要支援者

区分	避難行動要支援者 名簿登載者数	特別仕様車両を必要とする者の数		バス、自家用車等 で避難が可能な人 数
		車椅子仕様	ストレッチャー仕様	
米子市	4,511	259	215	4,037
境港市	2,484	144	18	2,322
計	6,995	403	233	6,359

(2) 医療施設入所者

区分	入所者数	特別仕様車両を必要とする者の数		バス、自家用車等 で避難が可能な人 数	施設で保有する車両数(台)	
		車椅子仕様	ストレッチャー仕様		車椅子仕様	ストレッチャー仕様
米子市	32	18	11	3	7	4
境港市	247	74	134	39	1	2
計	279	92	145	42	8	6

(3) 福祉施設入所者

区分	入所者数	特別仕様車両を必要とする者の数		バス、自家用車等 で避難が可能な人 数	施設で保有する車両数(台)		
		車椅子仕様	ストレッチャー仕様		車椅子仕様	ストレッチャー仕様	
米子市	老人福祉施設	529	276	52	201	29	8
	障がい者施設	133	24	5	104	10	0
	障がい児入所施設	16	0	0	16	0	0
	小計	678	300	57	321	39	8
境港市	老人福祉施設	504	177	118	209	25	2
	障がい者施設	94	58	2	34	9	3
	障がい児入所施設	0	0	0	0	0	0
	小計	598	235	120	243	34	5
合計		1,276	535	177	564	73	13

(4) 必要な特別仕様車両の台数

区分	必要な特別仕様車両の台数		備考
	車椅子仕様	ストレッチャー仕様	
在宅の避難行動要支援者	403	233	1人/台乗車で算定
医療施設	92	145	
福祉施設	535	177	
合計	1,030	555	

(参考) 県内バス・タクシー協会加盟各社保有台数(H30.4現在)

区分	特別仕様車両		バス		
	車椅子仕様(※)	ストレッチャー仕様	大型(50人乗り)	中型(30人乗り)	小型(20人乗り)
保有台数	135	15	104	53	73

※内、UDタクシーは125台

## 在宅の避難行動要支援者の避難手段に関する区分の考え方

在宅の避難行動要支援者については、名簿登載者を障害や介護の度合いを以下の基準に照らし合わせて移動手段の区分を行ってください。

### ①身体障害者手帳所持者の等級別の避難手段

区分	1級	2級	備考
視覚障害	バス		歩行は可能であるため特別な福祉車両の準備は不要
聴覚又は平衡機能の障害	バス		歩行は可能であるため特別な福祉車両の準備は不要
肢体不自由(上肢)	バス		歩行は可能であるため特別な福祉車両の準備は不要
肢体不自由(下肢)	車イス仕様車両		両下肢の機能全廃、下腿又は大腿の2分の1以上を欠き、歩行が不可能であるため車椅子車両が必要
肢体不自由(体幹)	ストレッチャー車両		座位又は起立位を保てない状態の者であるためストレッチャー車両が必要
肢体不自由(非進行性の脳病変による運動機能障害)	車イス仕様車両		下肢機能不自由の者については歩行不可能又は極度の制限により自立歩行困難であるため車椅子車両が必要
心臓の機能の障害	バス	/	
じん臓の機能の障害	バス		
呼吸器の機能の障害	ストレッチャー車両	/	
ぼうこう、直腸の機能の障害	ストレッチャー車両		
小腸機能障害	ストレッチャー車両	/	
免疫機能障害	ストレッチャー車両		
肝機能障害	ストレッチャー車両		長期にわたる安静状態が必要であり日常生活が不能又は著しい制限を受けるため、ストレッチャー車両が必要

### ②療育手帳所持者の障害程度別の避難手段

療育手帳所持者⇒バス又は自家用車に分類。

※手帳の交付対象者は基本的に知的障害者であるため歩行に支障がないことから特別な福祉車両は不要。また肢体障害を伴う方については身体障害者手帳の交付を受けていることからそちらへ区分する。

### ③要介護度認定者の認定別の避難手段

区分	避難車両の区分	備考
要介護5	ストレッチャー車両	日常生活のすべてにおいて介護が必要でありいわゆる「寝たきり」状態のため、ストレッチャー車両が必要
要介護4	車椅子仕様	日常生活を一人で行うことができず、着脱衣・入浴・排せつ等のすべてに介護が必要であるため車椅子車両が必要
要介護1～3	バス、自家用車	自力での起立や歩行は困難であるが、介助があればこれができるため、福祉車両は不要

### ④高齢者の避難手段

高齢者世帯 ⇒ バス

### ⑤難病(特定疾患医療受給者)の避難手段 ⇒ 個々の状態に応じて割り振り

※既存の避難行動要支援者名簿と照合し、該当する属性の方がない場合はゼロ回答としていただいて構いません(例: 現有の名簿に難病者の搭載がない場合は、上記区分にかかわらず、該当者なしとして回答してください。)